

行政手続における押印を必要とする手続きの見直しについて

●目的

「地方公共団体における書面規制、押印、対面規制の見直しについて」（令和2年7月7日付総務省自治行政局長通知）を踏まえ、市民等の行政手続に係る利便性の向上と、受付業務等の効率化を図ることを目的に申請様式等における押印の見直しを実施する。

●押印を必要とする手続きの見直し状況

押印を必要とする様式		全	1,210	様式	
押印廃止			1,022	様式	(84%)
	令和3年7月までに押印廃止済み		487	様式	(40%)
	押印廃止予定		535	様式	(44%)
押印存続			188	様式	(16%)
	法定事項等		175	様式	(15%)
	その他		13	様式	(1%)

※法定事項等により押印存続するものとは・・・

国・道の規則等で押印を求めているもの、または請求書、契約書が該当。
当面は押印を存続するが国・道の規則等が改正され次第、押印廃止を検討

※その他により押印存続するものとは・・・

市の判断により実印の押印及び印鑑証明書の提出を義務付けているもの、
金融機関側の照合が必要なもの等が該当

●施行期日

押印廃止予定の535様式については、令和3年10月1日施行に向けて、
条例については令和3年9月開会予定の市議会第3回定例会に一括改正案を
上程するほか、規則等についても同日施行に向け必要な改正を行う。

●その他

押印見直しと併せて、人権尊重の一環として、性的マイノリティなど性の
多様性に配慮するため、行政手続のうち、業務上、性別情報を必要としない
71様式の性別記載欄を廃止する見直しを行う。